平成 30 年度第 2 次補正 事業承継補助金

交付規程に係る訂正

平成30年度第2次補正事業承継補助金の交付規程について、下記のように誤植などの訂正及び内容の改訂をする。補助金事務局は、最新版の交付規程を正しいものとして、2019年7月12日以降取り扱うため、申請者及び申請をご検討されている事業者の皆さまにおかれては、訂正内容をよくご確認頂きたい。

平成30年度第2次補正 事業承継補助金 交付規程訂正に係る正誤表

2019年4月12日版	2019年7月12日一部改訂版
2ページ 第5条 二 地域経済に貢献している中小企業者等である こと、・・・	第5条 二 「地域経済に貢献している中小企業者等であること、」の部分は、次列に入っている文章と重複するため 削除
4ページ 三 経営革新等の取組とはが以下に例示する内容を・・ イ 新商品の開発又は生産 ロ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ハ 役務の新たな提供の方式の導入 ニ 新たな事業活動による販路拡大や新市場開拓、生産性向上等、事業の活性化につながる取組、事業転換による新分野への進出 等	三 経営革新等の取組とは以下に例示する内容を・・ イ 新商品の開発又は生産 ロ 新役務の開発又は提供 ハ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 こ 役務の新たな提供の方式の導入 古 新たな事業活動による販路拡大や新市場開拓、生産性向上等、事業の活性化につながる取組、事業転換による新分野への進出 等 ・ 行字の「が」を削除 ・ 「ロ 新役務の開発又は提供」を追加。それ伴い、ハ、ニ、ホの箇条書きが変更。
6ページ (計画変更の承認等) 第13条 一 補助対象経費の配分された額を変更しようとする場合。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。	(計画変更の承認等) 一 補助対象経費の配分された額を変更しようとする場合。 「ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を 除く。」を削除。
8ページ (交付決定の取消し等) 第21条 事務局は、第13条第1項第三号 <u>及び第四号</u> の 補助事業の全部若しくは一部の中止・・	(交付決定の取消し等) 第21条 事務局は、第13条第1項第三号の補助事業の全 部若しくは一部の中止・・ <u>及び第四号を削除</u>

14 ページ	
様式第1	 様式第 1
5.補助対象者は、次の事項を遵守しなければならない。	5.補助対象者は、次の事項を遵守しなければならない。
② <u>5</u> . 事業実施期間内に、・・・	②4. 事業実施期間内に、・・・
	「5→4」に修正
④補助対象者は、補助金に係る	④補助対象者は、補助金等に係る
	「等」を追加
19ページ	
様式第6	様式第 6
取得財産管理明細表	取得財産等管理明細表
	「等」を追加
24 ページ	
様式第 10	様式第 10
産業財産等取得等届出書	産業財産権等取得等届出書
	「権」と追加
26ページ	
予備様式第 1	予備様式第1
交付申請者名	補助対象者名
	に修正